

2 水質汚濁

(1) 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、工場・事業所からの排水や、家庭からの生活排水、油の流出事故などにより、河川、湖沼、海洋、地下水などの公共用水域が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすような状態をいいます。

水質汚濁防止法は、工場や事業所から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康と生活環境を守ることを目的として、昭和45年（1970年）に制定されました。

本市は平成15年度から水質汚濁防止法上の政令市となり、河川及び地下水の常時監視調査及び工場・事業場の立入調査を実施しています。

ア 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は環境基本法（1993年）に基づき、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として定められました。公共用水域の水質汚濁にかかる環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に係る環境基準（生活環境項目）が定められています。

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）【表1】

全国の公共用水域に共通のものとして一律に適用され、かつ、直ちに達成維持されるよう努めるものとされています。

【表1】 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg /ℓ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg /ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg /ℓ 以下
鉛	0.01mg /ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg /ℓ 以下
六価クロム	0.05mg /ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg /ℓ 以下
砒素	0.01mg /ℓ 以下	チウラム	0.006mg /ℓ 以下
総水銀	0.0005mg /ℓ 以下	シマジン	0.003mg /ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg /ℓ 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg /ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg /ℓ 以下	セレン	0.01mg /ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg /ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg /ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg /ℓ 以下	ふっ素	0.8mg /ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg /ℓ 以下	ほう素	1mg /ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg /ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg /ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg /ℓ 以下		
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。以下略			

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）【表2-1から2-4】

河川、湖沼ごとに利水目的に応じた水域類型を設定し、各公共用水域をこの水域類型へあてはめることによって、各水域の環境基準が具体的に示されています。

a 河川（湖沼を除く）

【表2-1】 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/l 以上	—
備考						
1 基準値は日間平均値とする（湖沼もこれに準ずる）。						
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素5mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。 以下略						

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級： 前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級： 沈殿等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級： 特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

【表2-2】 生活環境の保全に関する環境基準（水生生物の保全に関する環境基準）

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

b 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上、かつ、水の滞留時間が4日以上的人工湖）

【表2-3】 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100 ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/l 以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級： 沈殿等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 5 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

【表2-4】 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
V	水産3種 工業用水全 農業環境保	1mg/l 以下	0.1mg/l 以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生じるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級： 前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産 2 種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産 3 種： コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

(ウ) 本市における環境基準類型の指定

a 河川

本市において環境基準類型が指定されている河川は武庫川で、水域は中流（三田大橋から仁川合流点まで）、該当類型はB、達成期間はイとなっています。

（【表2-1】を参照）

※水生生物の保全に係る環境基準（【表2-2】を参照）については、武庫川は類型指定されていません。

b 湖沼

本市における環境基準類型の指定されている湖沼は千苺水源池（千苺ダムの堰堤及びこれに接続する陸岸でかこまれた水域）で、該当類型はA、達成期間はイとなっています。

（【表2-3】、【表2-4】を参照）

【表3】本市における環境基準類型の指定

水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間
武庫川（百間樋）	三田大橋から仁川合流点まで	B	イ
千苺水源池	千苺ダムの堰堤及びこれに接続する陸岸でかこまれた水域	A	イ

- *達成期間について
- (a) 「イ」は、直ちに達成
 - (b) 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
 - (c) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

イ 要監視項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年に設定されたもので、現在は26項目が設定されています。（項目及び、指針値は【表4】を参照してください。）

【表4】 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/1 以下	フェノブカルブ（B PMC）	0.03mg/1 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	イプロベンホス（I B P）	0.008mg/1 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/1 以下	クロルニトロフェン（C N P）	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/1 以下	トルエン	0.6mg/1 以下
イソキサチオン	0.008mg/1 以下	キシレン	0.4mg/1 以下
ダイアジノン	0.005mg/1 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/1 以下
フェニトロチオン（ME P）	0.003mg/1 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/1 以下	モリブデン	0.07mg/1 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04mg/1 以下	アンチモン	0.02mg/1 以下
クロロタロニル（T P N）	0.05mg/1 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/1 以下
プロピザミド	0.008mg/1 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/1 以下
E P N	0.006mg/1 以下	全マンガン	0.2mg/1 以下
ジクロロボス（D D V P）	0.008mg/1 以下	ウラン	0.002mg/1 以下

ウ BOD

生活環境項目の基準の一つであるBODとは、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。きれいな水はBODの値が小さくなります。

(2) 武庫川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定

ア 水質測定地点

本市には、市域を南北に流れる武庫川をはじめとして、中小さまざまな河川があります。それら河川の汚濁状況を把握するため、【図1】、【図2】に示す24地点で測定を実施しています。

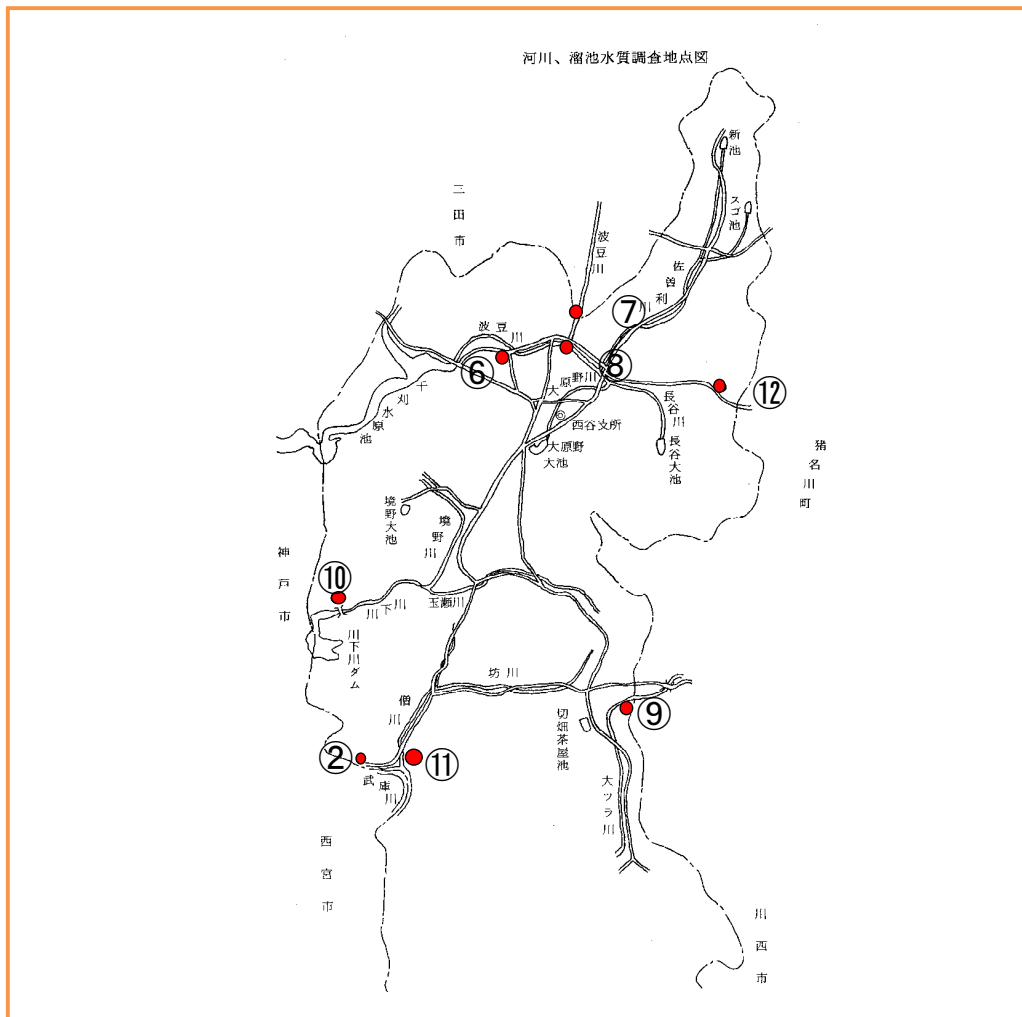
【表5】 水質測定箇所

流入する河川	測定地点	
武庫川	1	生瀬橋
	2	温泉橋
	3	百間樋
	4	宝塚新大橋
猪名川水系	5	最明寺川 最明寺橋
武庫川水系	6	波豆川 島橋
	7	波豆川 岩坪橋
	8	佐曾利川 流末
猪名川水系	9	大ツラ川 市境界
武庫川水系	10	川下川 貯水池上流
	11	僧川 流末
猪名川水系	12	川床川 市境界
武庫川水系	13	惣川 惣川橋
	14	一後川 流末
	15	荒神川 新荒神橋
	16	大堀川 西田川橋
	17	天王寺川 天王寺橋
	18	天神川 市境界
	19	観音谷川 流末
	20	塩谷川 流末
	21	亥谷川 流末
	22	支多々川 山下橋
	23	逆瀬川 西山橋
	24	川西川 田近野橋

【図1】 水質測定地点図 (南部市街地)



【図2】 水質測定地図（北部）



イ 水質汚濁の現況

本市の河川は、ほとんどが武庫川に流入し、一部は猪名川に流入して流下後、大阪湾に注がれています。南部を流れている河川の水質は、公共下水道の整備に伴い徐々に改善され、北部（西谷地域）を流れている河川の水質は、いずれも良好を維持しています。

(ア) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

砒素は、最明寺川のみ環境基準を超過していますが、地質による自然由来と考えます。

ふっ素は、逆瀬川、支多々川、塩谷川、観音谷川、一後川の5河川で環境基準を超過していますが、同じく地質による自然由来と考えます。

なお、いずれの地点においても、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはありません。

【表6】人の健康の保護に関する項目（健康項目）と環境基準

項目	水域			全河川			項目	水域			全河川		
	m/n			環境基準値				m/n			環境基準値		
カドミウム	0	/	34	0.003mg/l 以下			1,1,2-トリクロロエタン	0	/	34	0.006mg/l 以下		
全シアン	0	/	34	検出されないこと			トリクロロエチレン	0	/	34	0.01mg/l 以下		
鉛	0	/	34	0.01mg/l 以下			テトラクロロエチレン	0	/	34	0.01mg/l 以下		
六価クロム	0	/	34	0.05mg/l 以下			1,3-ジクロロプロペン	0	/	34	0.002mg/l 以下		
砒素	11	/	44	0.01mg/l 以下			チウラム	0	/	34	0.006mg/l 以下		
総水銀	0	/	34	0.0005mg/l 以下			シマジン	0	/	34	0.003mg/l 以下		
アルキル水銀	0	/	34	検出されないこと			チオベンカルブ	0	/	34	0.02mg/l 以下		
PCB	0	/	34	検出されないこと			ベンゼン	0	/	34	0.01mg/l 以下		
ジクロロメタン	0	/	34	0.02mg/l 以下			セレン	0	/	34	0.01mg/l 以下		
四塩化炭素	0	/	34	0.002mg/l 以下			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	/	34	10mg/l 以下		
1,2-ジクロロエタン	0	/	34	0.004mg/l 以下			ふっ素	5	/	34	0.8mg/l 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0	/	34	0.1mg/l 以下			ほう素	0	/	34	1mg/l 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0	/	34	0.04mg/l 以下			1,4-ジオキサン	0	/	34	0.05mg/l 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	0	/	34	1mg/l 以下									

備考 1) 調査対象河川は、20河川24地点である。

2) 環境基準値を超える検体数:m、総検体数:n

(4) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

a 河川

(a) 武庫川における測定結果

篠山市に源を発し、三田市から本市と西宮市との市境を経て本市に入り、西宮市と尼崎市の市境を流下し、大阪湾に注ぐ二級河川です。武庫川の水質は、ほぼ横ばいの状態が続いています。本市において環境基準類型が指定されている河川は武庫川で、水域は中流（三田大橋から仁川合流点まで）、該当類型はB、達成期間はイとなっています。（【表2-1】【表3】を参照してください。）

【表7】 武庫川における測定結果

地点番号			①	②	③	④			
河川名			武庫川						
測定項目	地点名		生瀬橋	温泉橋	百間樋	宝塚新大橋			
水素イオン濃度 (pH)	平均値	m/n	8.2	8.2	8.3	8.4			
	最小値		7.8	7.7	7.8	7.8			
	最大値		8.7	8.9	8.7	9.5			
生物化学的酸素要求量 (BOD)	平均値	m/n	0.8	1.1	0.9	1.0			
	最小値		<0.5	0.5	0.6	0.5			
	最大値		1.2	1.7	1.2	1.6			
浮遊物質 (SS)	平均値	m/n	3	2	2	4			
	最小値		<1	1	1	<1			
	最大値		5	4	4	11			
溶存酸素 (DO)	平均値	m/n	10	10	11	13			
	最小値		8.4	8.6	5.6	9.8			
	最大値		12	12	13	18			
大腸菌群数	平均値	m/n	1400	1500	1800	1400			
	最小値		49	240	130	130			
	最大値		3300	4900	4900	4900			
全亜鉛	平均値	m/n	0.009	0.012	0.016	0.006			
	最小値		0.007	0.010	0.005	0.004			
	最大値		0.010	0.013	0.055	0.008			
ノニルフェノール	平均値	m/n	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006			
	最小値		<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006			
	最大値		<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006			
全窒素	平均値	m/n	0.75	0.89	0.63	0.65			
	最小値		0.55	0.66	0.33	0.32			
	最大値		0.99	1.1	0.92	1.0			
全燐	平均値	m/n	0.048	0.054	0.032	0.037			
	最小値		0.032	0.039	0.021	0.024			
	最大値		0.073	0.077	0.065	0.063			
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	平均値	m/n	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006			
	最小値		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006			
	最大値		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006			

備考 1) 環境基準を超える検体数：m、総検体数：n

(b) 市北部の河川における測定結果

波豆川、その支流である佐曾利川は千苺水源池を経て、川下川は川下川ダムを経て、僧川は武田尾付近で、それぞれ武庫川に流入しています。いずれの河川も良好な水質を保っています。

【表8】 市北部の河川における測定結果

地点番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
河川位置		市北部①						
河川名		波豆川	波豆川	佐曾利川	大ツラ川	川下川	僧川	川床川
測定項目	地点名	島橋	岩坪橋	流末	市境界	貯水池上流	流末	市境界
水素イオン濃度 (pH)	平均値	8.3	7.8	7.6	7.7	7.8	8.4	8.0
	最小値	7.5	7.5	7.4	7.5	7.7	7.9	7.9
	最大値	9.2	8.1	7.7	7.8	7.8	8.6	8.1
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	平均値	0.9	0.8	0.9	0.5	0.8	0.5	0.6
	最小値	<0.5	0.6	0.6	<0.5	0.6	<0.5	<0.5
	最大値	1.5	1.0	1.3	0.5	1.1	0.6	0.7
浮遊物質 (SS)	平均値	2	2	2	2	2	4	1
	最小値	<1	<1	1	<1	2	2	1
	最大値	4	6	3	2	3	6	2
溶存酸素 (DO)	平均値	11	11	10	10	10	10	10
	最小値	10	8.5	8.7	9.1	8.9	8.9	8.8
	最大値	14	13	12	12	13	13	12
大腸菌群数	平均値	3800	12000	4100	2900	3700	1700	4600
	最小値	33	1700	3300	2400	2400	1700	1300
	最大値	11000	22000	4900	3300	4900	1700	7900
全亜鉛	平均値	0.005	0.004	0.006	0.004	0.003	0.005	0.008
	最小値	0.003	0.004	0.001	0.003	0.002	0.005	0.007
	最大値	0.006	0.004	0.010	0.005	0.003	0.005	0.009
ノニルフェノール	平均値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	最小値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	最大値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
全窒素	平均値	0.42	0.22	0.68	0.43	0.92	0.46	0.38
	最小値	0.11	0.15	0.52	0.36	0.47	0.36	0.28
	最大値	0.61	0.27	0.78	0.59	1.9	0.54	0.45
全燐	平均値	0.088	0.032	0.075	0.026	0.062	0.024	0.032
	最小値	0.028	0.009	0.036	0.009	0.027	0.012	0.019
	最大値	0.17	0.066	0.14	0.057	0.11	0.037	0.050
直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS)	平均値	<0.0006	0.0006	0.0016	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	最小値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	最大値	<0.0006	0.0006	0.0025	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006

(c) 武庫川以東の河川における測定結果

天王寺川、天神川は伊丹市域へ、最明寺川は川西市を経て猪名川へ、その他の河川は武庫川へ流入しています。比較的良好な水質で推移しています。

【表9】 武庫川以東の河川における測定結果

地点番号		⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑵
河川位置		武庫川以東						
河川名		惣川	一後川	荒神川	大堀川	天王寺川	天神川	最明寺川
測定項目	地点名	惣川橋	流末	新荒神橋	西田川橋	天王寺橋	市境界	最明寺橋
水素イオン濃度 (pH)	平均値	7.7	9.3	8.6	8.1	8.8	8.5	9.4
	最小値	7.6	8.8	8.3	7.8	7.9	7.9	8.4
	最大値	7.8	10	8.9	8.4	9.7	10	10
生物化学的酸素要求量 (BOD)	平均値	0.6	1.0	1.6	1.0	1.1	1.1	1.3
	最小値	<0.5	0.7	<0.5	0.6	0.5	<0.5	0.7
	最大値	0.8	1.4	4	1.5	1.6	1.6	3.1
浮遊物質 (SS)	平均値	3	2	1	3	3	1	1
	最小値	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	最大値	9	3	1	6	5	2	2
溶存酸素 (DO)	平均値	9.3	11	11	11	11	9.4	11
	最小値	8.5	9.0	9.8	9.1	9.9	7.7	8.3
	最大値	11	13	13	13	13	12	14
大腸菌群数	平均値	1300	2000	1200	7700	5600	12000	5900
	最小値	1300	1700	790	2400	3300	1300	79
	最大値	1300	2200	1700	13000	7900	22000	17000
全亜鉛	平均値	0.001	0.002	0.004	0.011	0.003	0.006	0.004
	最小値	0.001	0.001	0.001	0.010	0.002	0.004	0.003
	最大値	0.001	0.002	0.007	0.012	0.004	0.007	0.004
ノニルフェノール	平均値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	最小値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	最大値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
全窒素	平均値	0.29	0.32	1.1	0.76	0.34	0.51	0.50
	最小値	0.26	0.28	0.35	0.58	0.26	0.35	0.37
	最大値	0.34	0.38	2.8	0.98	0.46	0.87	0.65
全燐	平均値	0.017	0.030	0.081	0.035	0.016	0.011	0.028
	最小値	0.010	0.006	0.023	0.020	0.004	0.004	0.013
	最大値	0.034	0.073	0.22	0.063	0.023	0.019	0.045
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	平均値	<0.0006	<0.0006	0.0007	0.010	<0.0006	<0.0006	0.0024
	最小値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0008	<0.0006	<0.0006	0.0021
	最大値	<0.0006	<0.0006	0.0007	0.020	<0.0006	<0.0006	0.0027

(d) 武庫川以西の河川における測定結果
すべての河川が武庫川に流入しています。

【表10】 武庫川以西の河川における測定結果

地点番号		⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
河川位置		武庫川以西					
河川名		観音谷川	塩谷川	亥谷川	支多々川	逆瀬川	川西川
測定項目	地点名	流末	流末	流末	山下橋	西山橋	田近野橋
水素イオン濃度 (pH)	平均値	7.9	8.3	8.4	8.7	8.1	8.3
	最小値	7.7	8.0	7.7	8.1	7.9	7.9
	最大値	8.4	8.5	8.9	9.2	8.4	8.9
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	平均値	0.6	0.6	0.9	0.8	0.6	1.1
	最小値	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.7
	最大値	0.7	0.8	1.3	1.2	0.8	1.4
浮遊物質 (SS)	平均値	<1	1	<1	1	1	4
	最小値	<1	<1	<1	<1	<1	2
	最大値	<1	1	<1	1	1	8
溶存酸素 (DO)	平均値	10	10	11	10	11	12
	最小値	8.3	8.2	9.1	8.0	8.5	10
	最大値	12	12	12	11	12	13
大腸菌群数	平均値	6600	12000	18000	22000	2500	5900
	最小値	170	1700	1700	11000	79	790
	最大値	13000	22000	35000	33000	4900	11000
全亜鉛	平均値	0.011	0.004	0.007	0.004	0.005	0.015
	最小値	0.008	0.001	0.005	0.002	0.003	0.006
	最大値	0.014	0.007	0.009	0.006	0.006	0.024
ノニルフェノール	平均値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	最小値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	最大値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
全窒素	平均値	0.75	1.6	1.5	1.0	0.70	0.73
	最小値	0.48	1.3	1.4	0.81	0.53	0.55
	最大値	0.94	1.7	1.5	1.1	0.87	1.0
全燐	平均値	0.007	0.009	0.019	0.010	0.006	0.033
	最小値	<0.003	<0.003	0.012	0.003	<0.003	0.025
	最大値	0.010	0.012	0.028	0.015	0.007	0.043
直鎖アルキルベン ゼン スルホン酸及びそ の塩 (LAS)	平均値	<0.0006	<0.0006	0.022	0.0007	<0.0006	0.0021
	最小値	<0.0006	<0.0006	0.0044	<0.0006	<0.0006	0.0018
	最大値	<0.0006	<0.0006	0.040	0.0008	<0.0006	0.0023

(㊦) 要監視項目

武庫川水系3地点（生瀬橋、温泉橋、百間樋）、最明寺川及び北部地域・波豆川（島橋）の計5地点で測定しましたが、何れも国の指針値を下回っており特に問題はありません。

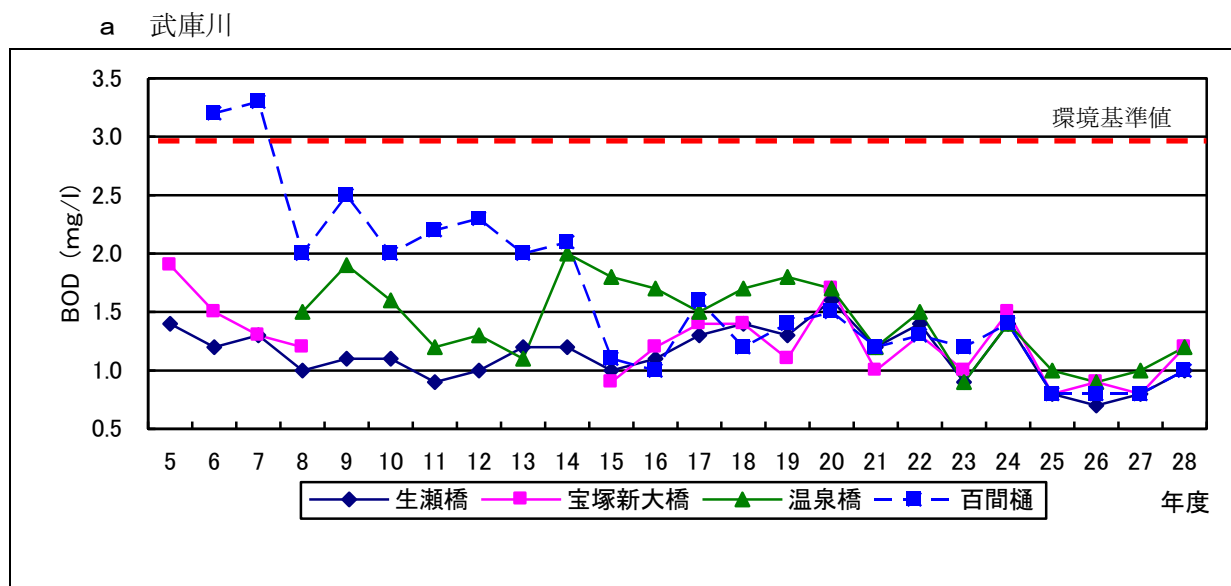
(I) BOD（生物化学的酸素要求量）

河川の有機汚濁を測る代表的な指標として「BOD」があります。以下にBODの経年変化（75%値）のグラフを示します。（【図3】～【図6】）

（参考）

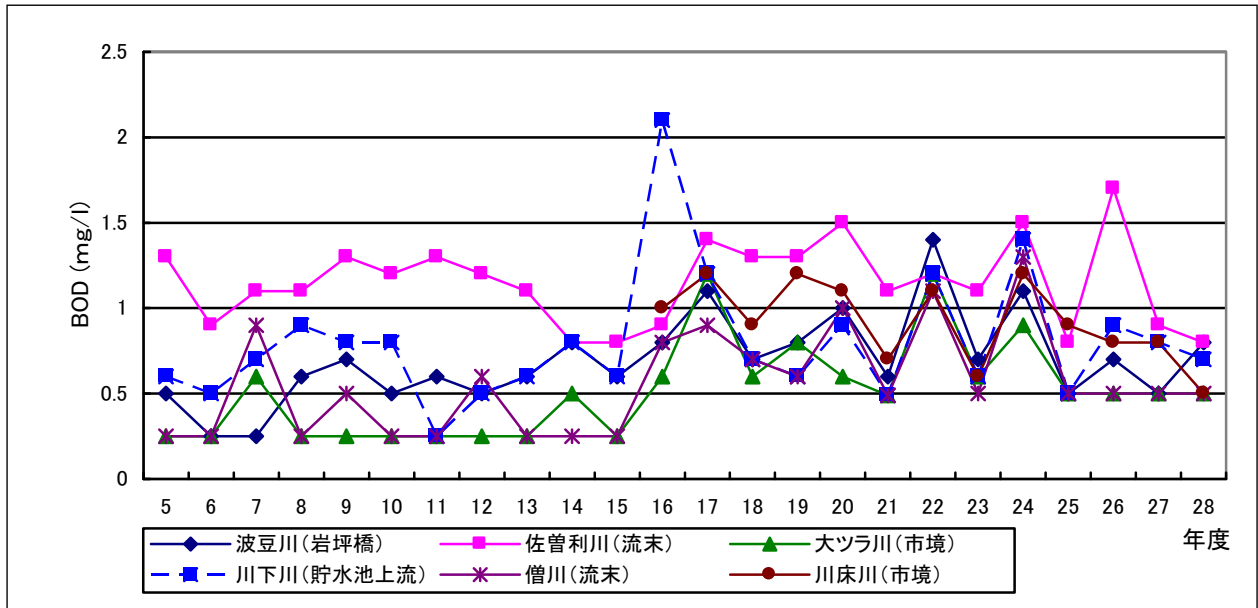
類型指定された水域におけるBODの環境基準の達成状況の年間評価は、環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」が当該水域に当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると判断する。

※75%水質値：年間の全データをその値の小さいものから順に並べて「 $0.75 \times n$ 番目」（ n はデータ数）のデータ値をもって「75%水質値」とする。



【図3】 武庫川におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の経年変化（75%水質値）

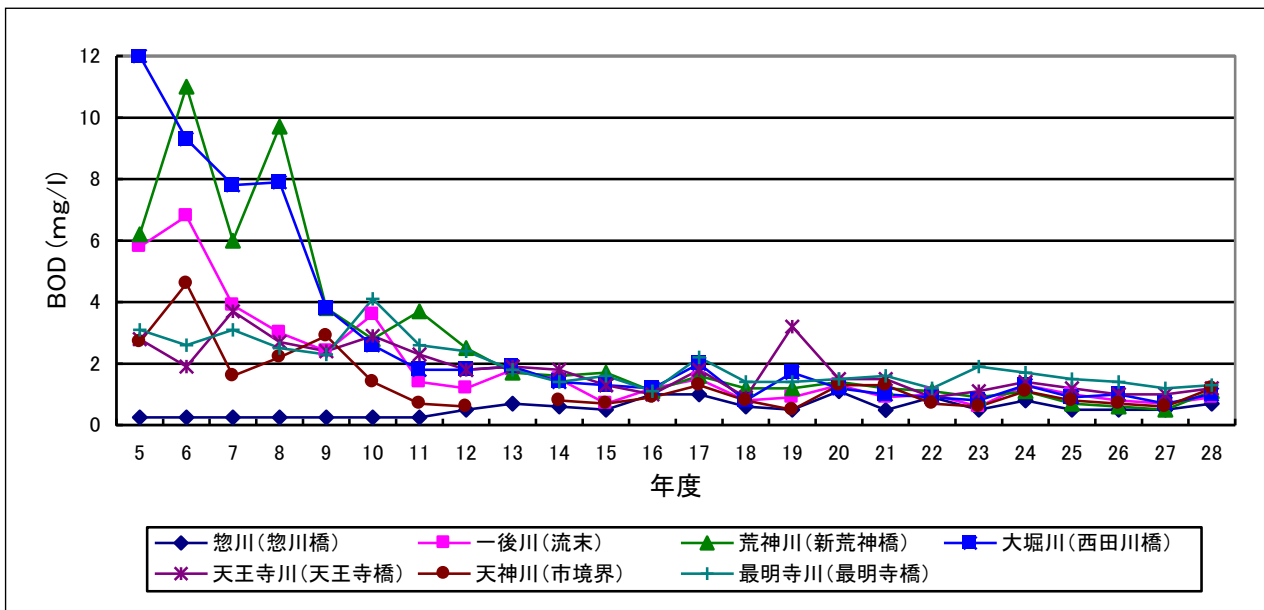
b 市北部の河川



【図4】市北部の河川におけるBODの経年変化（75%水質値）

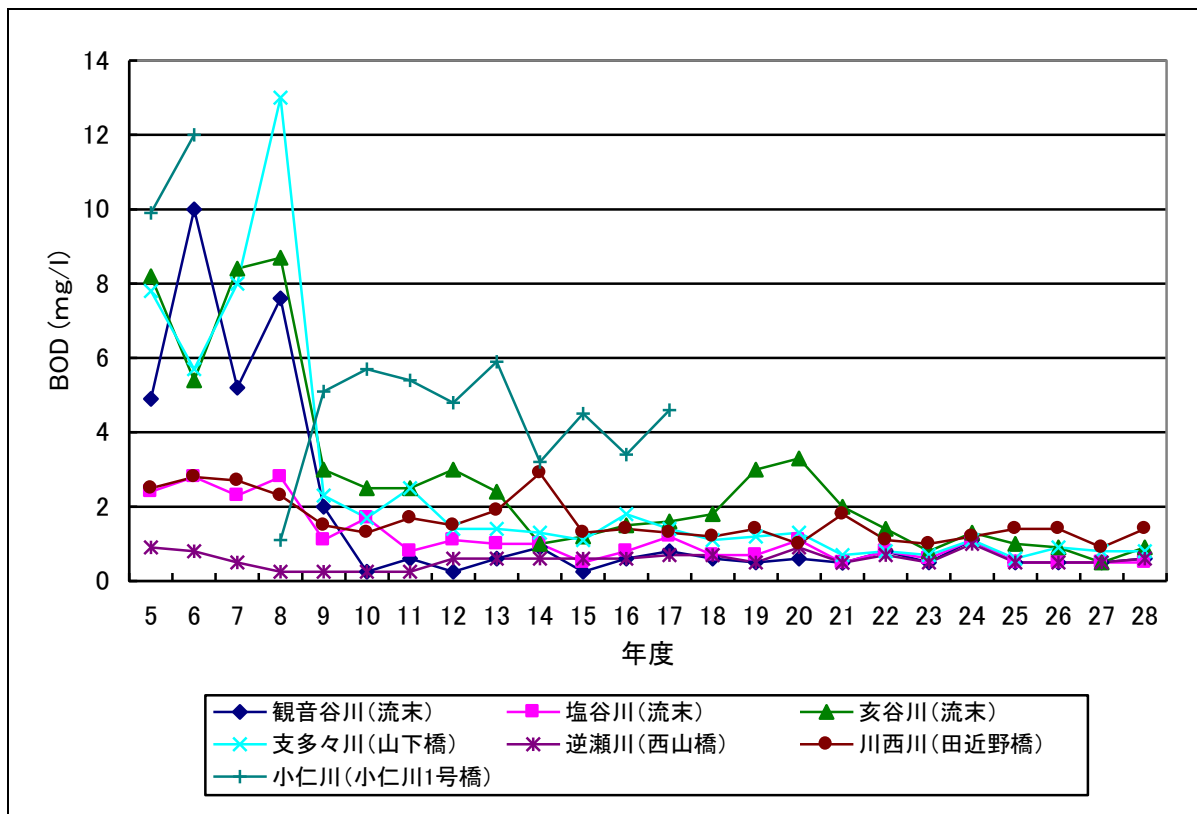
※ 川下川で平成16年度に上昇しているのは台風23号の影響によるものです。

c 武庫川以東の河川



【図5】武庫川以東の河川におけるBODの経年変化（75%水質値）

d 武庫川以西の河川



【図6】 武庫川以西の河川におけるBODの経年変化（75%水質値）

※ 小仁川については流量が少ないため18年度に測定を廃止しました。

(3) 地下水質の水質測定

市内9地点で環境基準項目、要監視項目について水質調査を実施しました。測定結果については、2地点でふっ素が環境基準を上回っていました。この内1地点でふっ素の他に、ほう素、砒素が環境基準を上回っていますが、周辺に汚染発生源が無く自然由来と考えられます。なお、いずれの調査地点においても、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはありません。また、その他の地点では環境基準を達成していました。

(4) ゴルフ場の農薬調査

平成15年度から市内の全てのゴルフ場（10箇所）を対象に農薬水質検査を実施し、公共用水域への影響を調査しています。その結果、平成28年度においても全てのゴルフ場で国の暫定指導指針値を下回っていました。

(5) 工場・事業場の立入調査

平成15年度から特例市になったことに伴い、県より立入権限が委譲されました。平成28年度もこれに基づいて10事業所を対象に立入を実施した結果、問題のある工場・事業場はありませんでした。